

平成 26 年

新 城 市 教 育 委 員 会

1 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成26年1月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 1月23日(木) 午後2時30分から午後4時30分まで

2 場 所 旧市民体育館第2会議室

3 出席委員

瀧川紀幸委員長 馬場順一委員長職務代理者 川口保子委員
花田香織委員 原田純一委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目道弘教育部長
小林義明教育総務課長
原田隆行学校教育課長
鈴木隆司生涯学習課副課長
請井浩二文化課長
山内祥二文化課参事
加藤貞亨文化課参事
佐宗勝美スポーツ課長

5 書 記

櫻本泰朗教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3

第1号議案 新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について(学校教育課)

日程第4 協議・報告事項

(1) 新城小学校用地買収について(教育総務課)

(2) 平成25年度卒業式・卒園式について(学校教育課)

学校教育法施行令の一部改正について

新城市いじめ人権サポート委員会設置要綱の改正について

(3) 行政区での生涯学習活動推進体制の変更について(生涯学習課)

新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
平成26年新城市成人式の開催結果について

(4) 新城地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について（文化課）

鳳来寺山自然科学博物館開館50周年記念式典について

新城市の自然誌、館報、博物館だよりの発刊について

(5) 新城市リフレッシュセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（スポーツ課）

新城市山村広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

新城市スポーツ、教育、文化振興基金の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第5 その他

・新城市子ども・子育て会議（こども未来課主催）委員の選出（教育総務課）

○委員長

定刻を少々過ぎてしまいました。ただ今より、平成26年1月定例教育委員会を開催したいと思います。

日程第1 会議録の承認

○委員長

日程第1 前回会議録の承認です。事前に会議録が配付されていると思いますが、何か御異議はございますでしょうか。よろしいですか。それでは、署名のほうをお願いいたします。

(会議録署名)

日程第2 教育長報告

○委員長

それでは、続きまして、日程第2 教育長報告。和田教育長、お願いいたします。

○教育長

それでは、1月の教育長報告をいたします。1月の動きにつきましては、お渡ししたプリントのようです。主なものを説明したいと思います。14日からの週ですが、第3回の校長面談を4日間にわたって行いました。校長面談というのは、学校経営や教職員の様子、あるいは人事に関する希望、意見等を校長先生の意見を聞き、それを尊重していこうというものです。そうした意見を反映して、教師の個人の人材としての伸長とか、あるいは学校の活性化といったものを図っていくものであります。

それから、20日に鳳来西小学校区再配置の意思表示がありました。鳳来の北西部地区におきましては、鳳来寺、海老、連谷の3校の再配置については話が進んでいますが、鳳来西小学校区でも、3校が統合するなら自分たちの学校もその協議の場にのせていただいて、統合を図っていきたいということで、1月19日に学区で協議会を開催しまして、20日に教育委員会のほうに区長会長代表、それから地域協議会代表、学校評議員代表の3名の方が見えまして、学区の意向を伝達していただきました。

それから、24日に仙台から共育の視察に見える、あるいは30日に大学の先生が黄柳川小学校の視察に見えるといったことが予定されておまして、それぞれいろいろな面で注目されつつあるなと感じます。

それから、11日、聞いてください私の話ですが、小学生、中学生、高校生の主張の会がありました。やはり、子供らしい物の見方、考え方、感じ方で、毎年、すばらしい発表を行っているなと思いました。その中でも印象的だったのは、作手小学校の南校舎の6年生の男の子が2人出てきて、台の上に並んで、巴小、協和小と一緒にあって9カ月がたちましたと言って、ぱっと肩を組んで、このようにすぐに仲よくなりました。仲間が増えたことはとてもよかったと思いますと言ったのを皮切りに、話をし出しました。その話を聞いて、統合してよかったなと思いました。

それから、12日、新城市の成人式ですが、対象者548人、出席493人という

ことで、90%の成人が出席しました。これに一般の方々が340人参加いたしましたので、800人余の方々がホールがほぼ一杯になり、晴れやかな、そして、厳粛な式典であったと思います。

それから、19日は第38回の新城マラソンが行われ、風や寒さが心配されましたが、3,092人のエントリーということで、大きなけがや事故もなく、無事終了することができました。

それから、これから開催されることですが、3つ紹介したいと思います。委員の皆さんも、もし御都合がつかましたら参加していただけると参考になるのではないかと思います。26日に、三河のエジソンと呼ばれる加藤源重さんの講演会が鳳来中部小学校で行われます。加藤源重さんは、50歳を過ぎてから仕事の関係できき手の指を5本とも全部なくしてしまって、その後、その障害にめげることなく前向きに生きていこうということで、指に当たる補助具、ロボットみたいなものですね、非常に精巧なものをつくりました。そのうわさが広がって、多くの障害を持った方々の補助具もどんどんつくって、非常に喜ばれているという方です。話で言えば簡単ですが、その間、本当に筆舌に尽くしがたい御苦労があったのではないかと思います。

それから、26日、東三河の外国人による日本語スピーチ大会が、富岡ふるさと会館で行われます。これも、外国人の目を通した日本文化、日本人の暮らし、考え方といった話で、新鮮な感想が聞けるのではないかと思います。

それから、2月5日ですが、日本とスイスの交流150周年記念ということで、スイスの民俗音楽の楽団の方々が見えます。大阪、京都、東京で演奏する予定になっていますが、新城市は万博の関係で、フレンドシップのスイスとの交流を進めておりますので、新城市で開催してはどうですかという話があり、新城小学校におきまして、新しくなった体育館で演奏会を開催します。この3つ、それぞれ、見どころのあるものですので、紹介させていただきました。

それから、3の平成26年度の教育方針ですが、先ほどの研修会でも話題といたしました。新規事業等の少ない中で、新城教育の不易の定着といったことを狙った内容にしていこうと考えます。具体的には、共育の環境、組織の整備、そして、市全体として、各学校、学区の特色を生かした、あり方はどうあるかといったこと、それらを述べていきたいと構想しております。来年度、取り組むことはできませんが、課題として幾つかの点があります。これらも今後、委員さんに意識していただいて、さまざまな打開策を考えていただけたらと思います。これも、先ほどの研修会で話し合われましたが、広大な学区における放課後の子供対策。それから、3市町村が統合したのですが、それぞれの地域には文化財が非常にたくさんあります。そういった文化財の整理と、市の方針でもあります観光立市ということを考えていきますと、その観光資源としての価値づけといったようなもの。それから、少子化の中で教師が激減していきます。そんな中で中学校の部活動のあり方。関連しまして、学校体育と社会体育の融合。また、文化やスポーツについて、市民レベルでどのように振興を図っていくかといったようなことが課題としてあります。

この教育方針につきましては、議会事務局への提出が2月14日ということであり
ますので、全文ができたところで、2月7日金曜日に臨時教育委員会議を開きまして、
教育長室で検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、4その他であります。前回、御報告しました、OSGの75周年記念
の、1,000万円の寄附金につきましては、教育・スポーツ・文化振興基金として
今後、役立てていくという形で進めてまいります。

また、インフルエンザがはやっておりますけれども、新城市内の状況でいいますと、
これまでのところは東陽小の2年生と5年生が学級閉鎖になっただけで、そのほかの
学校への広がり、今のところありません。各学校を通しまして、インフルエンザ予
防のために、うがい、手洗い、顔洗い、水分補給と、この4つをしっかりと励行して
いこうという形で進めております。

以上です。

○委員長

ありがとうございます。

教育長報告について、何か御質問がございましたら。

はい、どうぞ。

○委員

24日の仙台JCの新城市の共育視察とありますが、これについて、もう少し詳しく
教えてください。

○教育部長

生涯学習課のほうに、仙台の青年会議所から電話がありまして、いろいろネットで
調べていたら、新城市で共育がヒットしたと。そういった形でネット上だとか、いろ
んなところにあられてくるのは、なかなかないそうです。新城市にぜひ、どんなこ
とをやっているのかというお話を伺いたいと。どうもJCの活動の一環として、そう
いったことをやろうじゃないかという動きが、仙台市JCさんにあるようです。ぜひ
どうぞということで、私と生涯学習課で対応させていただこうと思っています。

○委員長

その他、いいですか。

○委員

鳳来寺、海老、連谷に、鳳来西小もということですが、今後の予定をもう少し詳しく
教えてください。一緒になって会議を進めていくのですか。

○教育部長

昨年5月から、鳳来寺小学校、海老小学校、連谷小学校の3校で、再編検討委員
会という組織を立ち上げまして、検討を始めております。昨年の暮れから各個別のテ
ーマごとに分科会を設置いたしまして、活動を始めております。例えば、学校施設を
どういうふうにしていったらいいのかとか、通学の問題だとか、地域と学校とのかか
わり合いをどんなふうにしていくのかというような、それぞれのテーマを持って、始
めております。

それと同時に、昨年の9月に鳳来西小学校区へ話に行きまして、隣の3校でこういった動きがありますが、どうでしょうかということを書いてきました。3年ほど前に同じように、学校の再編の話をしたのですが、鳳来西小学校区については反対だという意見が一部にありました。ですからなかなか、こちらも入りづらかった訳です。それでも、3校が具体的に動き出したため、放っておくわけにもいかないということで行ったところ、そんなに抵抗なく、やむを得ないなというような感じを受けました。ただ、直接の関係者である小学生の保護者、それから、これから小学校に上がる子供を持つ、こども園のお母さん方とか、保護者の意見をしっかり聞くほうが良いということで、そういった意見交換会の場をもたせていただきました。若干の否定的な意見というのはありましたが、全体としては4校で一緒にやっていきたいという意見でありました。

教育委員会としましては、学区の総意が得られない限りは、一步が踏み出せないということで、学区の代表の役員さん方にお集まりいただきまして、どうでしょうかというお伺いをしましたところ、役員だけで決められる問題ではない、ということで、それぞれの区長さんがそれぞれの区へ持ち帰って、その区の意見集約を図っていただきました。それを各区長さんが持ち寄って、学区全体での意思決定をされたのがこの19日、日曜日にされました。学区としての総意として、4校一緒にやっていきたいという結果が得られたということでもあります。

もう既に3校が動き出しており、中途からにはなるんですが、まだ個別の分科会の議論はスタートしたばかりですので、その中に加わっていただき今度は4校一緒にやっていくということです。2月5日に3校の委員さん全員が集まる会議がありますので、そこへ鳳来西小学校区で選出された6名の委員さんも加わっていただき、やっていくという形で進んでおります。

今後は今年度中をめどに4学区とも、統合していくという意思決定をそれぞれの区でしていただき、それを文書で教育委員会に出していただくということを考えております。それにより教育委員会がさまざまな事務手続を着手していくという予定です。

これまでの話し合いでは、当初、教育委員会側が平成29年4月あたりを統合の時期にするということで話を進めたのですが、少しでも早い統合を望むという声が強くなりまして、28年4月という時期が非常に強くなってきています。

以上です。

○教育長

これまでの話で2点、付け加えます。

1点目は、統合の話で2月5日から4校で一緒になって協議する場が設けられるわけですが、これまでの3校統合の話の中で、今、部長が言いましたように、27年度末に閉校して、28年度から新たな学校でという、2年の猶予しかないというような状況で進みそうな気配です。そうなりますと、現在来年度の人事を進めているわけですが、過去の統合のときは、今年度末の統合という前提での人事であったんですけれども、これから3年後の人事ということであれば、比較的、余裕を持ってできるので

すが、2年後ということになると、4校が1校になるということは、3校分の校長を始め、教職員が不要になるわけです。1校分だけの教職員構成ということになりますと、かなり難しい人事が求められてきますし、3年後、4年後を見通した人事を行わなければなりませんので、通常のような形では行かない。そういった人事もありうるということをお承知ください。

それから、もう1点は、先ほど、説明を落としましたが、13日、月曜日にESDユネスコ会議、ESDイヤーキックオフイベントというがありました。何のことかわかりにくいと思いますが、ESDというのは、持続可能な開発のための教育ということです。このイベントに世界中から1,000名ぐらいの外国人が愛知、名古屋へやってきます。そこで、ESDについて検討し合う。子供たちの代表もそこで協議し合うという場が設けられるわけです。現在新城市では作手中学校と作手小学校が、このESDの申請をしようとして動いております。これは全世界にユネスコのESD認定校というのがあるものですから、そこの連携の中で考えていくというものになります。開催日は11月10日、11日、12日ということが決まっております。

以上です。

○委員長

スケジュールで最後のほうに学校再配置の記載がありますが、学校名とかの問題も多分、あると思いますので、その辺、地域できっちり出していただけるような形で、運営が進めばいいなど。

○教育部長

学校の統合方針、いわゆる新設なのか、編入なのかということ、それから、学校の位置、それから学校名という基礎的な部分も、今まで3校で議論はずっとしてきていたのですが、教育委員会の考えでは3校はあくまでもまだ中途の過程なんです。4校の統合を考えているものですから、ですので、なかなか議論がまとまらず、しっかりとした結論が地域としても出し得ていないということでありましたが、今度、鳳来西小学校が入って4校体制になりますと、最終形ができ上がってくるものですから、その辺も、また議論のテーマになってきます。

○委員長

ありがとうございました。そのほか。

○委員

学校の統廃合は最近でいうと、黄柳川と作手があって3例目になると思いますが、統合のロードマップみたいなものは、大体確定しているんですか。その場、その場で全然違うものなのですか。

○教育部長

ロードマップといいますと。市全体ではなくて。

○委員

発議されてから、新しく1つの学校にまとまるまでの、どういうふうが始まって、どういうことを検討していき、というようなことは、もうひな形みたいなものに沿っ

て進めていける状況だったりするのか、その地域ごとに全然事情が違うので、なかなかそういうものは当てはめられないのかということですが。

○教育部長

特にロードマップみたいなものではありません。やはり、それぞれの地域性がありますので、ここの学区ではこうしてよかったのが、あちらにはそれが当てはまらないというケースもあります。ですので、いろいろ試行錯誤し、みんなで話し合いをしながら進めていくというのが基本ですが、ただ、これで鳳来北西部は3例目になりますので、黄柳川、作手の先行事例がありますので、それを参考にしながら進めていきます。しかし、行政主導でどんどん統合を進めてしまうというスタンスではなく、むしろ逆でありますので、あちらの地区ではこういう形でやりました。こちらでは、こういう形でやりましたという参考事例としてお示しして、じゃ、自分たちはどんな形でやっていくのかというように、常に話し合いをしながら進めていくという形です。

日程第3 協議・報告事項

○委員長

それでは次にまいります。日程第3 第1号議案 新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について。学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

お手元の資料を見ていただきまして、第1号議案 新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正というところをごらんください。10行目あたりになりますが、そこから読ませていただきます。変更の内容ですが、第4条第3項中、「副課長」の次に「副参事」を加える。そして、第5条中、第8項を9項、7項を8項、6項を7項と、項を繰り下げていくわけですけれども、第5項の次に、次の1項を加える。6として、「副参事は上司の命を受け、担当事務を処理する。」。別表がございまして、スポーツ課の事務分掌に次の事務分掌を加える。2つありまして、「(7) 児童生徒の体力向上に関する事。(8) 児童生徒の体育活動に関する事」、というものです。理由ですが、最後に書いてありますが、スポーツ課に指導主事を設置するためには、新城市教育委員会事務局組織規則を改正し、県教育委員会と協議する必要があるからであるとありますが、この副参事が県費負担の教職員を充てるものですから、それについて、学校教育課で提案させていただくというものです。

もう少し説明をさせていただきますと、小学校の再配置により学区が広がると、スクールバスでの通学児童が増えます。家に帰ってから遊ぶ子供も近くにいないということになりまして、小学生の基礎体力の低下が心配されます。中学校におきましては、これも子供の数の減少による教員の数の減少に伴って、部活動そのものが、今の活動を存続できないということで、部活動そのものを検討ということがあります。どの種目を設置するかということもあわせて、大会の運営、あるいは地域スポーツ指導との連携等もあります。そういう教育課題、子供の体力とか、中学校の部活動に関する課題についての対応が、学校教育課だけではできません。ただ、これについては、

学校教育に関係することですので、教員がかかわるのがいいだろうということで、スポーツ課が市内の各種スポーツイベント等、あるいはスポーツ指導者との関係の仕事もしておりますので、そこに置いていただくことによって、先ほどの課題を解決しようとするものでございます。御検討をお願いします。

○委員長

それでは、御質問とかはございますでしょうか。

○委員

聞き漏らしたのですが、県費負担とおっしゃいましたか。

○学校教育課長

はい。

○委員

もう1点いいですか。これは、26年4月1日から施行されるんですけど、それは、もう半永久的に続くというふうに考えていいわけですか。

○学校教育課長

現在の教育課題に対応するためですので、状況が変化すれば、これもまた変更して、学校から職員をとということもあるかもわかりません。今のところは当分、この形で課題の解決に努めようという考えです。

○教育長

確認ですが、以前、社会教育主事とか、そういう形で、県費が3分の1、市費が3分の2とかで県から2年間派遣されていた指導主事がいましたが、今回の指導主事は市の買い上げです。市民スポーツ、学校体育、そういったところの振興、融合、中小体連の問題も市として大きな問題を抱えておりますので、そういった問題の解決、事務の遂行、そういったものをやっというふうなことであります。

期間的には、この問題はそう簡単には解決しないので、今後、そういった立場で続けていってもらおうというのが、今の考え方です。そこの課題が解決できればいいんですが、なかなか大きな問題なので。

○委員長

具体的に人数は。

○学校教育課長

1人です。

○委員

学校の部活を地域スポーツに融合させていくという方向に進むのでしょうか。いや、それはここで考えるんだと…。

○学校教育課長

一番最後にお話ししようと思っていたことで資料もありますが、部活動検討委員会というのが立ち上がりまして、これは2回ほど行いますが、その中でさらに話を進めていこうということで、これからの課題の1つというふうに考えております。

○教育長

今、一番大きな問題は、中小体連の事務局を学校現場に任せているということで、ただでさえ、教職員が少ない中で、大変な負担を課しているといったことが、当面の学校現場としては、大きな問題であると。それから、先ほど、課長も言ったような、部活動の問題、これはしっかり議論して、地域でできるためには、人と金が要るわけですので、そこら辺が担保できれば可能ですけれども、どういう形が新城市として理想であるかということの追究、ひな形をつくるといった作業を進めていきます。

○委員長

ほかに何か。

1つは、事務方が1人、実務をやる方がふえるのはいいことだと思います。さっき委員さんが言ったとおり、例えば、民間側の方々をうまくまとめたりとか、今後のスポーツのあり方とか、部活動のあり方も含めて、実際にお子さんたちがやっているとか、昔、お子さんがいらした方々、保護者といわれる方々とスポーツを教えている方々というので、その人たちとのコミュニケーションとか、合議というか、そういったものも同時にできる人だったらいいなと、非常に思います。

○委員

私も、その方を置くことによってさまざまな課題が解決される足がかりになればいいなって思います。

○委員長

ほかはよろしいですか。

(質問なし)

意見もないようですので、1号議案について、賛成の方は挙手にてお願いします。

(挙手全員)

全員賛成です。ありがとうございました。

日程第4 協議・報告事項

○委員長

それでは、日程第4 協議・報告事項に移ります。(1) 新城小学校用地買収について、教育総務課をお願いします。

○教育総務課長

今の改正案の後に、住宅地図がつけてあります。それを見てください。新城小学校用地買収についてということで、ちょっと斜線が書いてあるところですが、ここは現在、新城小学校の敷地内ですが借地をしている、市の土地ではないところです。名古屋市昭和区にお住まいの方が所有されていますが、番地で行きますと、新城市宇東入船109、110、111の1、111の2の一部になります。2、100平米ほどあります。昨年、地権者の奥さんから用地のことでお電話が教育総務課に入りました。この土地については昭和9年に、昨年取り壊しました講堂が建てられたことにより、地上権設定をしてお貸ししております。今回、体育館を建て講堂を壊し更地にしたのであれば、初期の目的を終えたので、地上権というのはそういう目的であるという

ことで返していただくか、継続的に借りるのであれば再契約をお願いしたいという連絡がありました。ただ、再契約されるのであれば、今まで賃借料について、市の基準の金額で提示してあったのですが、地権者が他に持っている、蒲郡で民家で貸してある単価と比べると非常に安いと。今まで、それに対して学校のことだからということで異議申し立てはしなかったが、今後、旦那さんも含め、自分たちが高齢になってきて、相続税のことがすごく気になってきたということで、相続税の補填になる程度の適正な価格で、再契約してほしい。返していただくか、賃料を上げていただくか検討されたいという御相談がありました。

12月6日に地権者と奥さん、それから御子息に来庁してもらって協議いたしました。土木課の用地担当、それから総合政策部と当課で対応いたしました。なぜ、土木課や総合政策部かということですが、総合政策部は、今、庁舎建設の関係で、学校の北側のほうの土地の収用について担当していますので、その絡みもあってということなんです。土木のほうは、現状の学校用地の北東の角のところに細い道が通っておりまして、ここの土地は実は学校用地のまま道路で使っているということで、この道路も地権者の土地です。ただ、昔から、ここは道路という形で車は通れませんが、地元の方が通ったり、児童、生徒が通ったりということで、ずっと使っております。土木課は当初、ここの道を北側の土地のこともあって、道を広げて、いわゆる4m道路として、学校のほうはセットバックしたり、地権者からは寄附していただいてということで、独自に話を持っていったということがありました。それと今回、教育委員会の話がちょうど時期が重なったということでもあります。そういうことで、土木課も一緒にということになりました。

向こうの御意向を伺ったのが12月6日。それでは少し考えさせてくれということで、1月10日に名古屋の御自宅へ、私と総合政策部の参事、土木課の用地担当の3名で、このぐらいでどうでしょうかと金額の提示をいたしました。ただ、その金額に対して、1月22日、岡田さんの奥さんのほうから、こちらの提示金額について、もうちょっと考えてほしいということでありました。まだ、金額については確定ではないので、この場ではお答えできませんが、現在、交渉中ということなんです。現在こうした交渉が進んでいるというご報告を申し上げるということにとどめさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長

それでは、この件につきまして、御質問は。

○委員

私は、すぐそばですが、ここは売ってもいいとおっしゃっているんですか。それとも、貸したいとおっしゃっているんですか。

○教育総務課長

その辺をはっきり言うと、相続税のことがあるので、貸すのであれば、さっき言ったように、もう少し値上げをしてほしいと。市の基準とは違う、かなり高い、例えば、

単価で見ると、蒲郡だと何倍という形の金額でお貸ししているよということでした。それはやはりうちではちょっと無理なんですという話はしてあります。

基本的には、金額が折り合えば、自分たちもそこに、先祖代々から持っている土地ではなくて、どうも、昭和初期に買われたという土地だそうです。ですので、この機会に手放すということも考えるということです。こちらから売ってくださいますということではありません。多分、ニュアンス的には売ってもいいということの前提で、交渉に入っています。

○委員長

ほかにはありませんか。

○委員

もう1つ。この地図、間違っております、道路が直線になっているんですけども、それが校庭の斜め北東の部分の倉庫と書いてあるところがございしますが、その道路は、岡田さんのところから真っすぐになっていますけど、これは私ども、土木課で言われまして、こちらの市のほうの地図が間違っております。真っすぐではありません。

○教育総務課長

これは市の地図ではなくて、住宅地図なので、うちの地図ではありません。きょう、出さなかったのは、うちの図面で説明すると、概要がちょっとわかりづらいので、あえて住宅地図にしました。これは参考ということです。

○委員

わかりました。

○委員長

ほかにはありませんか。

取得してから、道路をどうにかするとか、そういうことはないんですか。

○教育総務課長

それもちょっと考えています。当初は寄附ということでありましたけど、こういう用地買収をするということであれば、あわせて、買い取りした後に、道路の線を引いて、本来ですと、お互いセットバックということですが、それはなかなかできないので、学校側が下がって、道路を広く確保することによって、地元の利便性も上げるため、今回購入し、土木に所管換するという考えを持っております。

○委員長

そのほか、ございますか。よろしいですか。

(質問なし)

それでは、(2)に移ります。平成25年度卒業式・卒園式について、学校教育法施行令の一部改正について、新城市いじめ人権サポート委員会設置要綱の改正について、学校教育課お願いいたします。

○学校教育課長

まず、小中学校の卒業式、こども園の卒園式について、お願いします。

次のページになりますが、前回の教育委員会会議でお願いしましたように、中学校

の卒業式、小学校の卒業式については、そこにありますようにお願いします。そのときに、こども園のことが話題になりまして、資料の左下ですが、こども園の卒園式、3月25日火曜日ですが、教育委員の方、5人でどこかに行っていただくということですので、下に新城地区から作手地区まで19のこども園を入れておきましたので、とりあえず、今年についてはどうするかということを決めていただければ、こども未来課に連絡し、こども園に連絡するという形をとりたいと思いますので、よろしくお願いします。ここまでで一度協議をお願いします。

○委員長

では、小中学校とこども園の卒業式、卒園式について、何か御質問ありますでしょうか。時間は何時からですか。

○学校教育課長

こども園は午前中です。詳しい時間はわかりません。9時から10時あたりのところかと思います。

○委員

小学校や中学校の場合は教育委員会の告辞をやりますよね。卒園式の場合もそういうことを考えているのか、出席だけなのか。

○学校教育課長

これは来賓ということで出ていただきますので、特に、教育委員会からの言葉はなしというふうに、今のところ考えております。

○委員長

もし、行けなかった場合どうするんですか、25日。

○学校教育課長

この前の話で、行っていただくということでしたので、そうなったときに今回はなしとするか、学校教育課が代理対応するかということになると思います。

○教育長

考え方、それぞれ、あるのかなという気がします。一來賓として出席するということですので、都合がつかなければ欠席もありですし、なぜ、こども園に教育委員さんが行かれるのかという部分を考えると、できる限り行っていただいたほうがいいのかなという気はします。事務局のほうで代理を立てるかどうかまでは、話し合いです。

○委員長

じゃ、皆さん、どこへ行くか決めないといけません。

○学校教育課長

そうですね。とりあえず、どこの園にということをやっと決めていただきたいなという。

○委員

新城幼稚園はやっぱり継続して行ったほうがいいんじゃないですか。文科省の系統の中で、こども園があるということですので。

○委員

私が新城こども園に行かせていただきます。

○委員

地元なので、山吉田へいいですか。

○委員長

他の方は、どうでしょうか。

○委員

私は作手をお願いします。

○委員

こども未来課に任せて、どこへ行ってというのがあれば。

○委員長

私はどうしましょうか。行けるようになったら言いましょうか。どこか決めておいてのほうがいいんですか。

○教育部長

こども園でも、案内状を出すことがありますので、リミットがいつまでかということとは、まだ聞いてないのですが。

○委員

行けない場合の話ですけども、全園に行くというのであれば、誰か行かなければいけないということになりますが、たくさんある中で、教育委員がとりあえず行けるところは行こうということだと思っているので、そこが欠席ならば、そこ行けません、委員長さん、例えば行けなかったとなったときに、委員長さんの分だけ、誰かが事務局から出ていただくとかいうのも、おかしいですよ。であれば、行ける人が行くというルールで、この先もやったほうがよさそうな気がするのですが。

○委員長

とりあえず、空白にしておきましょうか。ちょっと、時間をください。

その件については、よろしいですか。

続けてお願いします。

○学校教育課長

資料1を見ていただきまして、資料が3ページございます。学校教育法施行令の一部改正についてということで、情報提供と、若干、今後ここで協議していただきたいこともありますが、きょうということではなくて、今後話をさせていただきます。

学校教育法施行令の一部改正について、通知というものの下のほう、第1、改正の趣旨というところをごらんください。その1行目の後半からですが、中央教育審議会初等中等教育分科会公告、共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進という、そういう会議の報告を受けての改正です。その内容ですが、3行目の後半ですが、就学基準に該当する障害のある子供は、特別支援学校に原則、就学するという、従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の実態、本人の教育的ニーズ、本人、保護者の意見、教育学、医学、心理学等、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みと

することが適当であるということで、障害者基本法とかインクルーシブ教育の推進ということ踏まえて、障害があるから、すぐ特別支援学校という考えではなくて、十分な議論のもとに就学先を考えてほしいと捉えていただければと思います。

そういう中で、次のページですが、2行目真ん中あたりからです。市町村教育委員会が本人、保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人、保護者の意見を最大限尊重し、本人、保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当であるということで、十分な話し合いのもと、最終的には教育委員会が行うようにということになっております。

第2の改正の内容ということで4点ありますが、ちょっと大ざっぱな話をさせていただきますと、一番目は就学先を決定する仕組みということで、大きな項目の下のところの1行目に、認定特別支援学校就学者という言葉があります。これは新しい言葉なんですけど、これまでのものと比べて、これまでは障害があるから、すぐ特別支援学校へという形でしたが、そうではなくて、原則、どの子ども普通の小中学校に行くという大原則の中で、あえてその子のことを考えて特別支援学校がいいだろうということで認定するという、そんな意味合いを込めた、新しい言葉のようですが、ということでそういう言葉がつけられたということ。とにかく、十分な検討をして就学先を決めてほしいというのが1番です。

2番と3番につきましては、転学とか、区域外の就学等についてですが、これまでより緩やかに行うようにという内容です。

4番目については、保護者及び専門家からの十分な意見聴取を行うようにということが書いてございます。そういうことをやるようにという、改正の内容です。

次のページを見ていただきまして、留意事項が2点ありまして、1番目につきましては、最後の2行のあたりですが、保護者の意見については可能な限り、その意向を尊重しなければならないということですので、十分な時間をかけて、その子供1人についての就学先について、きちんと議論するようにという、そんな内容です。

もう1点が最後のところにある、2というところですが、これを少し読みます。5行ありますが、障害がある児童、生徒等の就学に関する手続に関して、報告において、現在、多くの市町村教育委員会に設置されている、就学指導委員会については、早期からの教育相談、支援や、就学先決定時のみならず、その後の一環した支援についても助言を行うという観点から、教育支援委員会（仮称）といった名称とすることが適当であるとの提言がされており、この点についても留意する必要があることとありまして、きょう、お話したことの一番はここにあるんですが、さまざまな今までの経緯を踏まえまして、就学先決定の機関でありました、就学指導委員会というもののあり方そのものも、よく見直すようにということです。愛知県教育委員会は、この4月から名称変更するということです。市町村教育委員会はどうかということで、問い合わせがありまして、今のところ、その予定はないが、今後検討したいという回答をしてあります。周辺の市町村の様子も見ながら、名称変更も踏まえて、この就学指

導委員会のあり方、持ち方についても検討していく必要があると思いますので、今日提案させていただきました。これをよく読んでいただいて、検討いただければと思います。これについては以上です。

○委員長

ここで議論するというわけではなくて。

○学校教育課長

はい。話題の1つということで、聞いていただければと思います。

○教育長

名称変更はどこか、附則か何かで位置づけられていることですか。

○学校教育課長

就学指導委員会は附属機関になっていますので、多分、必要があると思います。

○教育長

新城市の就学指導委員会は、これまでも、事前、事後の指導、あるいは親の意見を尊重して決めるといったようなことで、指導内容に準じ、実質はやっているの、看板を取りかえること自体は、それほど問題ないというふうに思うし、この改正に準じた形では進めているというふうに踏まえていいと思いますけれども。

○委員

当然、そういう、受け入れますというふうなことを決めた段階で、多少、設備の仕様をいろいろ変えたりですとか、そのためのスタッフを配備したりとかすることになると思うんですけれども、それは、かなり早い段階で地域の学校に入りますよということとは決まって、それに対してのいろんな手当を進めているのか。例えば、3カ月とか、半年とかいう間に、ぱっと進めたり、進められるものなのですか。

○学校教育課長

そのところが、事前の情報交換とか、こども園との連携になると思うんですけれども、やはり限界があります。予算化のこともありますので、ここまではできるけど、ここまではできない。じゃ、どうするかということで、十分に保護者の方と話をしていくということが大前提で、全部を、全てを保護者の意のままになるということとは違いますので、そこまではこれは求めておりません。きちんと事情を聞いたうえで、機械的に、こういう障害だから特別支援学校へ、とやらないようにしていくことかなと思っております。

○委員

委員会はどういう形で組織されているんですか。教育委員会の中ということと思いますが、どういう構成で。

○学校教育課長

就学指導委員会につきましては、養護学校の先生、それから病院のお医者さん、それから教育委員会スタッフ等々が集まって、こども園の関係者もいますし、この子1人について、どの就学先がいいだろうということをお話しております。

○委員

今の話に関連して、やはり人とか施設の手当をしなくて、とにかく現場で何とかせよというふうにはならないように、気をつけていただきたいと思いますね。

○委員長

でも、改正の内容を見ても、今、教育長も言われましたように、やっているのに、何であえて、こうやって改正の話が出てくるのか。

○学校教育課長

個人的考えですが、全国、いろんなところがありますので、やはり一番進んでいないところに合わせて、こういうのは改正されていきますので、新城は比較的進んでいるものですから、何を今さらという感じは、実はするのですが、そうじゃないところは全国にありますので、そういうところのことを言っていると考えています。

○委員

何年前に、かなり重症な障害を持った方が就学されることで話題になったことがあります。その学校をかなりのレベルで改築するというのですか、という話まで行ったような記憶があります。結局、その方はその学校をやめて特別支援学校に行かれたということ、後でお聞きしましたがけれども、そのときもかなりここで話題になって、十分親御さんの意見も聞いたということ、伺っておりますので、やはり新城はそういう面では進んでいると、この説明を受けて思いました。

○委員

1人のお子さんに対して、何年も時間を追いながら、就学をどうするかというふうなことを考えてらっしゃるといえることですね。こども園の段階から、こういったことは。

○学校教育課長

そうです。

○委員

ありがとうございます。3か月とか言って、失礼しました。申しわけありません。

○教育長

だから、担当指導主事もしょっちゅう保育園や家庭へ訪問して、いろんな情報を仕入れて、記録をとって、記録をこども園から小学校、小学校から中学校と、きちっと引き継いでいくようにやっています。

○委員

教材の話も出てきますよね、そうすると、施設だけじゃなくて、目が不自由だということであれば、それにも今まで対応してみえているという。

○学校教育課長

目が不自由な場合、拡大教科書とかいうのもありまして、これは請求すれば、国から無償給付されますので、その対応はしております。

○委員長

他によろしいですか。

(質問なし)

それでは、次のいじめ人権サポート委員会について。

○学校教育課長

新城市いじめ人権問題サポート委員会設置要綱の改正ということで、お願いします。人権サポート委員会につきましては、第1回を7月、第2回につきましては、先ほど教育長報告にもありましたが、1月22日に開催しております。その中で、前にもお話ししましたけども、次のページを見ていただき、市内小中学校の、いじめ防止基本方針策定の進捗状況というのをご覧ください。各学校でいじめ防止基本方針の策定ということが、いじめ防止の新しい機構の中で義務づけられておりまして、今、学校のほうで対応しておりまして、各学校ではなかなかできませんので、校長会等で相談しながらモデル案をつくり、それを各学校におろしていくという形で進んでおります。

その進捗状況のプリントの白い丸、3つ目の、さらに5つ目の点ですが、その基本方針に盛り込むことということで、確定されていることが3つありまして、1つは学校の基本的な考え方について。2番目がいじめ問題に対応する組織の設置について。3番目が未然防止、早期発見、早期対応の視点からの具体的な取り組みということになっております。その中で、次の白い丸ですが、組織については常時組織と拡大組織というのがありまして、常時組織というのは学校の先生方なんですけど、拡大組織としてPTA、学校評議員、医療機関、民生委員。それから、いじめ人権サポート委員等が加わって、外部の目を入れようということです。そのときに、いじめ人権サポート委員の方が学校に行くとなりますと、設置要綱を変えないと学校に行くことはできませんので、そういう意味での要綱の改正ということです。

もう一度、先ほどの設置要綱案に戻っていただきまして、所掌事務の(4)ですが、趣旨、設置、この2つをつけ加えたいということです。(4)につきましては、各学校のいじめ防止基本方針に基づき、要請を受けて、拡大組織の一員として、いじめ防止の取り組みの進捗状況や検証を行う。(5)重篤ないじめ問題及び人権侵害問題が発生した場合は、その学校に赴き、解決のための助言等を行うということを盛り込みたいというものでございます。以上です。

○委員長

これにつきましては。

ちなみに4番、進捗状況などを検証するというのは、その監査というのが年に1回あるとか、そういう計画ですか。

○学校教育課長

今、新城市としての共通のものをつくっておりますが、それと同時進行で行っておりまして、それはどういう形としても、ここから人を派遣することができるような仕組みだけは、まず整えておこうということで、先に学校の体制が決まる前に、まず、こちらが動こうということで、きょう提案させていただきました。

あわせて、いじめ防止対策推進法によることなんですけど、もし、そういう人たちが学校に行くとなると、予算が要りますので、やはり予算についても予算要求をして、あわせて要求が出せるような体制は整えてあります。

○委員

ちょっと、確認させてください。これは、教育委員会が委嘱するということですよ
ね。

○学校教育課長

そうです。

○委員

委嘱する人物については、2ページのほうに、もう既に載せてあるんですけども。

○学校教育課長

第4条関係の下のところ。

○委員

人権擁護委員というのは、大勢の方が見えるのですが、その中でこの特定の方をお
願いするというのはどういう形になっているのか。あるいは、カウンセラー、臨床心
理士についても、1人だけじゃなくて、複数名、見えると思いますがこの方を委嘱す
るのはどうしてかという、その辺のことは何かあるんですか。

○学校教育課長

人権擁護委員は、児童にかかわりがありそうな人ということで、人数的な制限もあ
りますので、もし、この方が都合が悪ければ、この方を推薦という形で、教育委員会
事務局が直接交渉してお願いしています。カウンセラーについても同じです。

あと、児童相談所とか警察につきましても、それぞれ打診して、出ていただける方
に来ていただくという形です。これ以外の人につきましても、予算の許す中で増やす
こともできるようになっております。とりあえず、今年はこの4人でやっているとい
うことです。

○委員

人権擁護委員さんというのは、守秘義務はありますか。

○学校教育課長

もちろん、あります。

○委員

被害者という言い方が正しいかわからないですけども、その子にとっても、
プライバシーにかかわる問題ですので、どういう方までだったら、知られても差し支
えないのかとか慎重になるところです。外部の目を入れるという観点はすごく大事だ
と思いますし、大賛成ですが、少し慎重になるかなという気がしますが。

○学校教育課長

学校の場合、いじめ人権サポート委員は、そういうことで守っていただける方をお
願いしてあります。

○委員

この方たちは、毎年毎年、変わっていくかもしれないということですね。

○学校教育課長

はい、一年ごとです。

○委員

例えば、警察の方だったら、転勤があるかもしれないということですね。

○学校教育課長

たまたま、この役職で、この方ということですので、来年、また役職が変われば、かわりますし、これ以外の役職の方を入れる可能性もあります。

○委員

これは26年度の分ですか。

○学校教育課長

第4条関係から以下というのは別表にあるものでして、別表でことしは、この人たちが該当する委員ですという形で入れてありますので、その下はこれには関係なく、資料として入れてあります。

○教育長

実際に重篤ないじめ等が発生したときに、法令規則等に詳しい人がいないと、動きにくい、あるいは違反行為をしてしまうという可能性があるのですが、そういう職責の方を入れるというようなことはできないのですか。

○学校教育課長

医者とか弁護士は入れることはできることになっています。それは可能です。

この設置要綱の案のところの、組織の第4条のところ、サポート委員会は別表に掲げる者をもって組織し、とありますので、その別表には役職名として医者とか弁護士などと書いてありますので、委嘱することができます。今年の場合は入っていないくて、先ほどの4人が委嘱されているということです。

○委員長

1人、法令に詳しい方がいらっしゃったほうが、万が一のときに…。先ほど言っていた守秘義務のことを、どこかでうたうべきかもしれません。

ほかはよろしいですか。

○委員

ちょっと細かいことなんですけど、最初のページの第5条の会議の招集等ですが、サポート委員会は委員長が招集するということなんですけど、これというのは拡大組織が必要であって、その組織を必要とするというときに、学校長もしくは教育委員会が要請する、それを受けて招集するのではないのかという感じがしますが。

○学校教育課長

そうです。新城市いじめ問題、人権問題サポート委員会という会がありまして、これが新城市教委の学校教育課事務局として、新城市内のいじめ問題等についての情報交換等を行っています。その委員さんたちを学校の中のいじめの、名称はまだ決まっていらないんですが、いじめ防止対策の基本方針による学校組織をつくった時に、学校でその委員の1人として、新城市のいじめ、人権問題サポート委員会から、誰かを招集すると書いてもらえれば、それで派遣ができる。そういうことのために、これをつけています。

○委員長

よろしいですか。

(質問なし)

○委員長

それでは、(3)に行きます。生涯学習課、3件ありますが説明をお願いします。

○生涯学習課副課長

それでは、まず1点目、先ほどの資料の1枚目をめくっていただきまして、行政区での生涯学習活動推進体制の変更についてをご覧ください。庁内で公共施設のあり方を平成22年度に検討して、行政区の公民館につきましては、地区へ譲渡していくという方針が出ております。それに基づき、教育委員会会議でも、地元譲渡の環境が整いました公民館を条例改正ということで、何度か説明させていただいております。

その結果、昨年末で対象となっている50館のうち22館の地元譲渡が完了しています。また、後ほどもう1館、条例から削除するお話をしますが、そうした中で建物の部分が地元へ移管されたというような状況が徐々に整いつつありますが、そこに付随している公民館長さん、公民館分館長さんの委嘱の関係と、その地区での生涯学習の推進体制を誰が中心になってやっていくかというところを整理せずに、建物の部分だけの視点でずっと作業を進めてきましたので、不都合な部分が生じてきています。そのことが資料の現状の部分でまとめて記載させていただいております。

例えば、新城地区では、公民館設置条例に規定された公民館と、改正して本当に地元の管理になった公民館というのが併存している状態になっております。にもかかわらず、市の教育委員会としては、どちらの公民館の館長さんについても、市の公民館長さんを委嘱するというような形で辞令を出しているという状況が発生しております。また、鳳来地区では、鳳来の3施設、大野にあります、中央集会所とか、玖老勢コミュニティプラザ、海老構造改善センターの3施設については、それぞれ行政区の公民館としての位置づけもありつつ、市の施設としての位置づけもあることから、他の行政区と比較すると、同じ扱いなのに市が直接管理しているにもかかわらず、同じようなレベルで公民館長さん、公民館分館長さんを委嘱している。ただ、鳳来地区でいうと、地区のいわゆる公民館なり、集会所というものは条例には載っていません。それから、作手地区でいうと、ハード面での中心となる公民館というものが存在していません。行政区というか、コミュニティ活動を生涯学習活動と捉えて、旧小学校区単位で存在しているコミュニティ活動に対しての生涯学習の助成をしています。公民館がないにもかかわらず、その地区の生涯学習の推進者の方を公民館分館長という形で、教育委員会として委嘱しています。建物の視点でずっと今まで、合併前から、それぞれの旧市町村でやってきたことが、合併後にも、その状況が整理できていないことから、地区への譲渡が進みつつある中で、建物と公民館長さんの委嘱、それから生涯学習活動を推進する代表者というものを、この時点で整理していきたいと考えているところです。

生涯学習課で所管しています、社会教育審議会と、実際、活動していただいている

公民館分館長さんの館長会というのがありますので、その役員さんにお集まりいただき、現状、それから問題となっているところを話し、教育委員会としての整理の方向性について、検討結果に書いてありますように、都合4回の会議を開いて説明し、御理解を得つつ、進めているという状況です。

基本的な考え方は、地区への譲渡が進みつつある現状を踏まえ、施設の代表者を委嘱する方法から、ソフト面の生涯学習事業を進める代表者を委嘱する方法に改め、建物から切り離したいということです。具体的に4点書いてありますが、旧新城市には、条例上、まだ地元譲渡ができていない公民館が20数館ありますので、その公民館の設置条例というものは残さざるを得ない状況です。しかし、建物と公民館長というものが連動することが、地元譲渡が進んでいる中で、うまくいかないということなので、ハード面の部分と生涯学習事業というものを切り離す形で整備をしていきます。

それから、2番目ですが、地区での生涯学習の推進に係る代表者を決めます。仮称ですが、生涯学習推進員というものを委嘱して、本市の生涯学習の推進体制を整えていきたい。それから、仮称の推進員さんにつきましては、今までの公民館分館長さんと同じ扱いで、条例規則等を整理して、委嘱していきたい。進めていくに当たっては、後で説明するスケジュールで段階を踏みながら進めていきたいと思っております。

それらを簡単に図でまとめてありますが、一番下にあります新体制の案で、左側の囲みは現在のものです。各地区での生涯学習推進の代表者は、公民館分館長さんであって、その方を教育委員会が今まで委嘱してきました。非常勤特別職でありますので、報酬を支払ったり、会議に出席されたときの費用については弁償しています。その地区での生涯学習の推進については、公民館分館長さんから申請していただいて、補助金を出すという形をとっています。それを今後建物と建物の代表者というものから切り離し、右側のほうにありますように、仮称であります生涯学習推進員という形に代表者を改めたいと思います。身分的には全く同じような扱いにしていきたい。非常勤の特別職であって、報酬もお支払いするし、会議や出張の費用については弁償していきます。これまでどおり、地区の生涯学習を推進するに当たっての援助に当たる補助金はそのまま支出していくということで整理したものです。

めくっていただきまして、これは、この制度を始めた後に、きつこういうところが若干整理できずに引きずる部分が発生するであろうかなと前もって想像がつかますので、その点についての考え方をまとめたものです。公民館分館長さんという、役職の名称、それから役割というものが、行政区ごとによって、いろいろな部分が現在も存在しているのは承知しております。ただ、生涯学習推進員の制度を始めたときをもって、公民館長さん、公民館分館長さんという名称は使わないというふうに、条例上、整理していきたいと考えておりますので、条例、規則等を整理した時点で、その役職名は公式には使わないということにしたい。ただ、地区で公民館長さんと呼んだり、館長さんと呼んだりということは何ら制約するものではないし、それを使わないようにということ強制していくということは全く考えていません。

それから、建物に付随する代表者としての役割があったので、生涯学習推進員の制

度を始めたときには、下記に書いてある3つのようなパターンがうまく移行できない地区については、発生するのではないかと想像されます。それは時間をかけて説明して一本化していただくのか、また公民館長さんという役職は行政区としては必要なので残すのかというのは、それぞれで判断していただくのかと思いますが、やはり市としては、仮称の生涯学習推進員というものに、制度として一本化するので、公民館長さんというものがたとえ残っていても、その方がどういう役割であろうが、関知していかないというスタンスで行きたいということです。パターンとして、1はスムーズに移行すると、公民館長さん、公民館分館長さんというのが、各行政区の中の役割としてなくなって、その役割が生涯学習推進員さんという役職に変わるというもの。また、やはり館長さんという名前を残しておきたいとけど、市からこういうふうに言われたので、その人にその役職もはりつけてというような形で、生涯学習推進員もやるし、公民館長さんもやるという、同じ人が2つの役職を持つ地区があること。もっと極端に言うと、公民館の施設を代表する人も要るし、市のほうで生涯学習の代表は要るというのであれば、2人選ぶかというような地区があったりすると3番のパターン。館長さん、分館長さんの役職の部分については、市としては関知しないで行くということでもありますので、それぞれの行政区での運営の中で必要とあれば、それはそれとして残っていくのかと考えていますが、教育委員会の考え方としては、名称、役割については、関知していかないということで行きたいと考えています。

最後に、教育委員会として大きな制度の改正になりますので、そこに書いてあるようなスケジュールで段取りを踏んでいきたいと思っています。本日、教育委員会会議で、変更の案をお話ししていただいて、年度がかわって、新しくなった公民館分館長さんへの予備的な周知とか、区長会へ話をかけたり、条例、規則等の整理が必要となってきますので、年度の半ばあたりまでに、その辺を整理させていただき、条例、規則等が整理された時点で正式な周知を10月ぐらいからして行って、再来年度、27年4月1日から、この体制でスタートできるように事務を進めていきたいと考えています。以上です。

○委員長

実際に、行政区に語りかけていくといきに、わかりづらさがあるかもしれないなど。その辺を明確にわかるような形で提示できればいいなど。

○委員

私は平成23年度に地元の区長だったものですから、非常によくわかりますが、まだ地元譲渡が完了したところが22ということは、28、完了していないということですね。そこら辺はスムーズにいったところと、いっていないところでは、どのような事由があるのかということ、まず1つ教えていただきたいということと、それから、こういうふうに変えたいというのは、基本的に、例えば鳳来だとか、作手のほうについては、公民館というものはないですね。大体、集会所ですね。だから、現状に合わせて、生涯学習推進員を置きたいと、そういうことでいいかということと、3ページ目の③の、生涯学習推進員がAさんで、地区で選任された公民館長がBさん

だった場合については、Bさんについては市としては関知しないということなので、この人については謝礼等は払わないと、そういうふうに捉えていいかどうかその辺お願いします。

○生涯学習課副課長

まず、1点目の譲渡ができていないところの公民館はなぜかということですが、特にネックになるのが、公民館の建物に火災保険がかけてあるんですが、市の建物でありますと、市有物件の保険制度があって、公共の団体で組織した共済保険なので、保険料が格段に安くて、それなりの保障が受けられるというような仕組みがあり、市の公民館であると加入できるのですが、地元へ譲渡すると全く地元のものになって市の建物ではないので、そこから抜けることになり、そうすると農協さんとか、損害保険会社の一般の損害保険の火災保険に入っていただくようにご案内します。そうすると保険料が5倍、6倍ぐらいになって、小さな行政区だと、そんなに年間保険料を払うのかというようなことで、ちょっと尻込みされるのが一番のネックの部分で、あと、地元へもらったら何かメリットがあるのかということをよく言われるんですが、もらった地元にはこんなメリットがありますというのが、なかなか現実ないということで、そういったセールスポイントが弱いので、市の方針として行政区へというようなことでご理解いただいて進めているところがあり、順調に進んでいない部分が発生しているというのが理由です。

それから、制度を何でつくるのかという点は、鳳来、あるいは作手については、先ほど委員が言われたように、公民館がないのに、公民館長の辞令を出して委嘱する。それがすごく、公民館長さんに抵抗があって、何で私が公民館長をもらうんだという、お声が前からあったのですが、それがだんだん大きくなってきたところもあり、やはり、今の仕組みを変えないとうまくやっていけないということがあって、この制度を考えてきたところですよ。

それから、3点目の、パターン3の部分ですが、先ほど言われたように、Bさんについてはもう関知しないので、市では全く報酬等、謝礼等は出さないつもりです。

以上です。

○委員長

この件についてよろしいですか。

続いて、お願いします。

○生涯学習課副課長

公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてということで、先ほどの公民館の譲渡の流れで、鳥原の公民館が地元との協議が整いましたので、3月定例市議会で条例改正をさせていただき、市の公民館条例の一覧表から落とすという作業をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長

続いて、成人式。

○生涯学習課副課長

次のページが、成人式の結果です。当日は天候にも恵まれて、特にトラブルもなく、滞りなく式を済ませられました。また、委員の皆様方にはお忙しい中御出席いただきありがとうございました。冒頭の教育長報告でありましたように、対象が548人で、出席が493人の、ちょうど90%の出席です。右のほうに過去の出席率が書いてありますが、大体90%前後の出席率でありますので、今回の成人式も大体同じような出席だったかなと考えています。内訳につきましては、新城、鳳来、作手で、そのように集計していますので、参考にご覧ください。以上です。

○委員長

特に何かありますか。よろしいですか。

○委員

作手は100%というのはすばらしいですね。

○生涯学習課副課長

いつも、1人、2人欠席があったんですが、今回は皆さん御出席で。

○委員

やっぱり、ふるさとを思う心というか、すごいですね。

○委員長

それでは、5分だけ休憩します。この時計で4時12分から。

(休憩)

○委員長

それでは次に移りたいと思います。

(4) 新城地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について他2件、文化課よりお願いします。

○文化課長

それでは私からは、新城地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明します。4月からの消費税率改定に伴いまして、文化会館の附属設備の使用料を改定する内容の条例改正を、3月定例市議会へ上程する予定です。改定する金額は、現在の使用料に108/105を乗じ、10円未満の端数を切り捨て算出した金額で、これは、全庁的に様々な使用料について改定を実施するのに合わせて行うものです。改定金額につきましては、資料の新旧対応表をご覧ください。表の右端、旧の欄の下線が付いている金額を、その左の新しい欄の網掛けが付いた金額に改めるものです。以上です。

○委員長

何か御質問がございましたら。

○委員

使用料の減免については、どうなっていますか。減免することにより施設の利用を増やすことは大切なことではないかと思いますが。

○文化課長

減免につきましては、文化広場はここ数年、大・小ホールのパ音響、照明、舞台、空調設備等多くの大規模な改修工事を実施し多額の経費がかかっておりますので、利用者の受益者負担を原則として、現行どおり減免はしない考えです。減免をする場合は自然災害発生時などの緊急避難所として使用する場合と考えています。施設の利用増については、これまでの市の文化事業に加え今年度から民間公募による指定管理者の自主事業として落語会、コンサートなどを実施し、利用者増の取り組みを行ってまいりまして今後も継続してまいります。

○委員長

他によろしいでしょうか。

では、その次、鳳来寺山自然科学博物館開館50周年記念式典についてと、新城市の自然誌、館報、博物館だよりの発刊についてお願いします。

○文化課参事

博物館開館50周年記念式典の概要について説明します。開催日は来月2月2日、日曜日になります。まず、博物館特別展示室において、午前10時から記念式典を始め、資料にあります次第に沿って進めてまいります。終了時刻は12時を予定しています。その後、レストランかさすぎに移動し、立食での懇親会をおこないます。出席者は学術委員をはじめ80名を予定しています。

続きまして、新城市の自然誌、館報、はくぶつかんだより集の発刊について説明します。開館50周年を記念しまして、新城の自然誌、昆虫・動物編を発行します。資料に両面白黒のチラシが付けてありますが、昨日印刷が上がってきましたので、別にカラー刷りのものを配布させていただいています。内容はチラシ裏面に書かれた内容となっています。1部2,500円で販売いたします。また、50周年記念誌としての館報も発行します。裏面の目次のような内容となります。また、これまで25年間発行してきました、手書きのはくぶつかんだよりのNo.1からNo.165までを1冊にまとめたものを発行します。

これらのものは、50周年記念式典に出席いただいた方に、記念品としてお配りする予定です。以上です。

○委員長

ただ今の件で何かご意見ご質問はありますか。

○委員

1点よろしいですか。館報で誤植がありますが、まだ修正間に合いますか。目次の下の方で館長さんのお名前が間違っておりますが。

○文化課参事

確認しておきます。

○委員長

他にはよろしいでしょうか。

では(5)新城市リフレッシュセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について他、スポーツ課お願いします。

○スポーツ課長

新城市リフレッシュセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明します。これにつきましても、消費税率の改定に伴う料金の見直しであります。資料の中の別表にありますグランドピアノ及びアップライトピアノの使用料をそれぞれ1,020円、510円に改めるものです。

続きまして、新城市山村広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明します。鬼久保にあります山村広場グラウンドにつきまして、グラウンドの使用料は1時間当たり800円としておりますが、夜間照明施設の使用料はこれまで1回使用すると2,400円となっており、1時間でも3時間でも変わらず2,400円を負担していただいていた。グラウンドは時間当たりでの負担となっており、夜間照明施設の使用料も同じように1時間800円という時間当たりでの負担に改めるものです。

(注：新城市山村広場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、定例教育委員会後に市議会へ上程しないこととなった。次回定例教育委員会にてその経緯を報告予定。)

次に、新城市スポーツ、教育、文化振興基金の設置及び管理に関する条例の制定について説明します。今回、OSG(株)から創立75周年記念事業として新城市に寄付を頂きました。これを基金として保有し、スポーツ、教育、文化振興のための事業に充てていくこととする目的で基金設置の条例を資料のとおり制定しようとするものです。

以上です。

○委員長

これらの件について何かご質問はありますか。

日程第5 その他

○委員長

それでは日程第5、その他へ移ります。

新城市子ども・子育て会議（こども未来課主催）委員の選出について、教育総務課をお願いします。

○教育総務課長

新城市子ども・子育て会議という組織をこども未来課で立ち上げ、子育てに関する様々な課題について検討していくこととしていますが、その委員に教育委員の方にも2名加わっていただきたいとの要請がありました。会議は月1回程度を予定しているとのことであり、その委員を選出していただきたいと思っております。

○委員長

具体的な検討内容はどのようなものですか。

○教育総務課長

まだ詳しいことは聞いておりません。

○委員長

どなたか委員になっていただける方はいますか。

○委員

私やらせていただけますか。

○委員長

では花田さんお願いします。もう1人どうしましょうか。

○委員

私が行きましょうか。

○委員長

では原田先生お願いします。

○教育総務課長

ありがとうございました。お2人をこども未来課へ報告させていただきます。

○委員長

その他に何か連絡事項などありますか。

○教育総務課長

もう1点お願いします。

2月6日に第38回東三河市町村教育委員研修会があります。午後2時に皆さん集合していただき蒲郡荘へ向かいます。委員長は先に会議がありますので教育長とともに午後0時30分に出発しますのでよろしくお願いします。

○委員長

他には何かありますか。

○学校教育課長

部活動検討委員会についてお願いします。第1回部活動検討委員会で話し合われた内容につきましては、以前報告させていただき、ご意見をいただきありがとうございました。お手元に資料が2部あるかと思います。1部は第1回の検討内容を受けて体育主任会で話し合われた内容を集約したものです。もう1部は、これから開催します第2回部活動検討委員会についてのもので、ここで、お願いですが、2月26日、水曜日、午後3時から、第2回部活動検討委員会を開催しますので、教育委員の皆様方で、ご都合のつく方には参加していただきたいと思います。場所は決まり次第お伝えします。

○委員長

都合のつく方はありますか。

○委員

私が参加できます。

○委員長

それでは、川口委員さんお願いします。

○委員

私も都合がつけば参加したいと思います。

○学校教育課長

ありがとうございます。花田委員さんからは、後ほど連絡をいただければ、対応します。

○委員長

第2回部活動検討委員会については、川口委員さんが参加、都合がいたら、花田委員さんも参加とします。

他に何かありますか。

○スポーツ課長

スポーツ課からお願いします。

先日、1月19日の日曜日に開催いたしました「第38回新城マラソン」の参加者数についてご報告いたします。

天候にも恵まれ、参加申込者数3,092人に対し2,801人の参加がありました。また、その内37%の1,036の方が市内からの参加者でした。

引き続き「OSJ新城トレイルレース」について説明させていただきます。お手元に配布いたしました「2014OSJ新城トレイルレース」のパンフレットをご覧ください。毎年、新城市がDOS事業の一つとして開催しています「新城トレイルレース」のパンフレットが届きましたので配布させていただきました。このトレイルレースは、年間10戦開催されるシリーズ戦の内、3月22・23日の土・日に新城市で開催される第2、3戦、11kmと32kmとなります。両レースとも定員700名で人気のある大会で、参加募集開始数週間で定員に達してしまうというものです。愛知県民の森をスタートし県民の森から宇連山、棚山を走るコースとなります。委員の皆さんもよろしければご参加ください。

次に、同じトレイルレースの情報提供といたしまして、中日新聞本社スポーツ事業部より仮称でありますけど「奥三河パワートレイル」～三河の街・村と森をつなぐトレラン大会～100～110kmコースで24時間以内の完走を想定した大会を平成26年度事業として開催する計画があります。この大会は、年間2回のトレイルレースを開催している新城市を中心に奥三河をコース会場として開催し、奥三河の活性化を目的とするものとなっています。愛知県、新城市、中日新聞社、テレビ局と実行委員会が主催者となり、後援に会場となる新城市周辺の各自治体及び観光協会等を予定しています。現在このコースの計画及び検討がされており、愛知県の平成26年度予算にも組み込まれ開催時期としては、平成27年3月下旬頃になる予定です。

以上です。

○委員長

そのほか、何かございますか。

それでは、最後に全体で何か、よろしいでしょうか。

それでは、次回、定例会議ですが、2月24日月曜日、2時半から勤労青少年ホームですが、その前に7日の金曜日の1時から臨時教育委員会ということで、教育長室で行います。

1月の定例教育委員会をこれで閉じたいと思います。ありがとうございました。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記